

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

期限後申告を2期連続で行うと青色申告の取り消しになります。

Q 弊社では昨年同期後申告をしているのですが、今年も期限後申告となりそうです。この場合、青色申告が取り消しになるとのことですが、これはどういうことでしょうか？

解説

2期連続で期限後申告をすると青色申告の取り消しが行われ、青色欠損金の繰越控除等の恩恵が受けられなくなります。

1. 青色欠損金の繰越控除の要件

青色欠損金の繰越控除は、欠損事業年度において青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、**その後連続して確定申告書を提出していること**が要件となります。

2. 青色申告の取り消しとその流れ

具体例で説明いたします。

例) 3月決算の青色申告法人で、X1年3月期とX2年3月期が期限後申告である場合。
⇒2期連続で期限後申告のため、X2年の申告書提出後に「青色申告の取り消し通知」が所轄税務署から送付されます。この結果、**X2年3月期が青色申告から白色申告となり**、X2年3月期の欠損金は繰越が不可となります。そのため、X2年3月期が赤字の場合、繰越欠損金に変動が生じるため修正申告が必要となります。また、青色申告による特典(30万円未満の減価償却費の特例など)の適用を受けている場合も同様に修正申告が必要となります。

3. 青色申告承認申請書の再提出

青色申告が取り消しとなった場合でも、再度青色申告承認申請書を提出すれば、青色申告法人となることは可能です。しかし、**青色申告承認申請書を提出できるのは取り消しの通知日から1年後**で、上記の例でいえば、X4年3月期に提出が可能となり、その結果、青色申告法人となれるのは、X5年3月期からとなります。**(結果的に、白色申告は3年間続きます。)**

要するに…

青色申告が取り消しになると、税務上不利になるだけでなく、銀行の融資に影響が出るなど、対外的な信用面でも悪い影響を受けます。日常から申告期限を守るなど適切な運用を心がけましょう。